

公害防止管理者等届出案内

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた特定工場においては、公害の発生防止に自主的に取り組むための人的組織の設置が義務付けられており、公害防止管理者等の選任並びにその届出が必要です。

届出書は正本副本の2部(副本は返却します)

添付書類:

- ・資格証明書(公害防止主任管理者・公害防止管理者及びその代理人の選任の場合)
- ・委任状(法人の代表者以外の方が届出する場合)

仙台市環境局

(令和6年1月)

1. 特定工場とは

公害防止管理者等を置かなければならない「特定工場」とは、日本標準産業分類による

- ・ 製造業（物品の加工業を含む）
- ・ 電気供給業
- ・ ガス供給業
- ・ 熱供給業

のいずれかに属し、下表の施設を設置する工場です。

公害発生施設の区分		公害防止管理者の種類	必要な資格者の種類	
一定規模以上の特定工場	排出ガス量が4万Nm ³ /時以上かつ 排出水量が1万m ³ /日以上	公害防止主任管理者	公害防止主任管理者有資格者または、大気関係第1種もしくは第3種有資格者であり、かつ水質関係第1種もしくは第3種有資格者	
大気関係	有害物質発生施設※①	排出ガス量※② 4万Nm ³ /時以上	大気関係第1種	大気関係第1種有資格者
		// 4万Nm ³ /時未満	大気関係第2種	大気関係第1又は2種有資格者
	上記以外のばい煙発生施設 (大気汚染防止法施行令別表第1の施設。ただし、13項の廃棄物焼却炉は除く)	// 4万Nm ³ /時以上	大気関係第3種	大気関係第1又は3種有資格者
		// 4万Nm ³ /時未満～1万Nm ³ /時以上	大気関係第4種	大気関係第1・2・3又は4種有資格者
	特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げるすべての施設	特定粉じん関係	大気関係第1・2・3・4種有資格者又は特定粉じん関係有資格者
	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げるすべての施設	一般粉じん関係	大気関係第1・2・3・4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
水質関係	有害物質排出施設 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1参照)	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第1種	水質関係第1種有資格者
		// 1万m ³ /日未満 又は特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第2種	水質関係第1・2種有資格者
	上記以外の排出施設※③	// 1万m ³ /日以上	水質関係第3種	水質関係第1・3種有資格者
		// 千m ³ /日以上 1万m ³ /日未満	水質関係第4種	水質関係第1・2・3・4種有資格者

※① 大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗(けいふつ)化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る）又は同表の14～26項までに掲げる施設

※② 排出ガス量は、個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量（湿り）の合計

※③ 水質汚濁防止法施行令別表第1 第2～第59号、第61～第63号、第63号の3、第64号、第65号～第66号の2、第71号の5、第71号の6に掲げる施設

公害発生施設の区分		公害防止管理者の 種類	必要な資格者の種類
※④ 騒音 関係	機械プレス	呼び加圧能力980kgf以上	騒音・振動関係 騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者
	鍛造機	落下部分の重量1t以上のハンマー	
※④ 振動 関係	液圧プレス	呼び加圧能力2,941kgf以上 (矯正プレスを除くものとする)	騒音・振動関係 騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者
	機械プレス	呼び加圧能力980kgf以上	
	鍛造機	落下部分の重量1t以上のハンマー	
ダイオキシン 類 関係	ダイオキシン類 発生施設	ダイオキシン類対策 特別措置法施行令 別表1の第1号から第4号 別表2の第1号から第14号	ダイオキシン類関係 ダイオキシン類関係有資格者

※④ 騒音規制法第3条第1項または振動規制法第3条第1項により指定された地域内にある工場

2. 公害防止組織と職務

公害防止の組織とは、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びそれぞれの代理人（本人が何らかの理由で業務が遂行できない場合のため）で構成され、それぞれの職務及び選任の必要な要件等は下表のとおり。

	職務	選任の必要な要件	資格	備考
公害防止統括者 及び代理人	公害防止業務の統括管理	常時従業員が21名以上の工場において選任	不要	工場長等
公害防止主任管理者 及び代理人	公害防止統括者を補佐し、 公害防止管理者を指揮する	前ページの表を参照	要	
公害防止管理者 及び代理人	公害防止に関する技術的事項の管理	前ページの表を参照	要	

3. 公害防止管理者等の資格及び取得方法

公害防止管理者(代理人)等となるための資格は、以下のいずれかにより取得できます。

(1) 公害防止管理者の各種類ごと(1ページの表参照)の資格試験(公害防止管理者等国家試験)^{*}に合格すること。受験資格は特になく、どなたでも受験できます。この試験は毎年1回実施されます。

^{*}受験案内と願書は、一般社団法人産業環境管理協会、東北経済産業局、宮城県庁、仙台市環境局環境対策課でも入手できます。また、協会のホームページからインターネットでの受験申し込みも可能です。

(2) 一定の学歴及び実務経験を有し、かつ各種類毎の資格を認定する講習(公害防止管理者等資格認定講習)を受講し修了すること。ただし、資格制限がありますので事前に確認してください。

【問い合わせ先】

一般社団法人 産業環境管理協会東北支部 TEL : 022-225-1565

一般社団法人 産業環境管理協会 <http://www.jemai.or.jp/>

4. 公害防止統括者、管理者等の選任及び届け出

・公害防止統括者と代理人は、その必要が生じた日から30日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出する必要があります。

・公害防止管理者と代理人(公害防止主任管理者と代理人)は、その必要が生じた日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出する必要があります。

・届出は、所定の用紙に記入し、必要な書類(資格を有する者である旨を証する書類)を添付して2部(1部は写しでも可)提出してください。

・法人の代表者以外の方が届出する場合は、委任状を添付してください(任意様式)。

・届出の様式は、仙台市ホームページから入手できます。

公害防止管理者等に係る届出

<https://www.city.sendai.jp/taisaku-suishin/download/bunyabetsu/kankyo/kankyohozen/kogai.html>

【提出先】

仙台市 環境局 環境対策課 推進係

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

TEL : 022-214-8221

記入例（１）公害防止統括者の選任・解任

様式第一（第四条関係）

公害防止統括者 ~~（公害防止統括者の代理者）~~ 選任, ~~死亡~~・解任届出書

↑
不要な部分は消す

年 月 日

仙台市長 殿

届出者 仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

△△株式会社

代表取締役 仙台 太郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	△△株式会社 仙台工場		※ 整理番号	
特定工場の所在地	仙台市青葉区〇〇町1-1		※ 受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数	50人		※ 特定工場の番号	
選任年月日	〇年 4月 1日		※備考 解任より30日以内に選任	
公害防止統括者 （公害防止統括者） の代理者	職名	工場長		
	氏名	仙台 次郎		
選任の事由	人事異動			
（死亡・解任） 年月日	〇年 3月 31日		※備考	
公害防止統括者 （公害防止統括者） の代理者	職名	工場長		
	氏名	宮城 花子		
解任の事由	人事異動			

- 備考
- ※印の欄は記入しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記入例（２）公害防止管理者の選任・解任（ばい煙発生施設の場合）

様式第二（第七条関係）

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書

年 月 日

仙台市長

殿

不要な部分は消す

届出者

仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
△△株式会社

代表取締役 仙台 太郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	△△株式会社 仙台工場		※整理番号			
特定工場の所在地	仙台市青葉区〇〇町1-1		※受理年月日	年 月 日		
大気関係	排出ガス量	41,000Nm ³ /h	※特定工場の番号			
	ばい煙発生施設の種類の種類	別紙のとおり。				
水質関係	排出水量		※備考	解任より60日以内に選任		
	特定地下浸透水の浸透の有無					
	汚水等排出施設の種類の種類	別紙のとおり。				
騒音関係	騒音発生施設の種類の種類					
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類の種類					
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類の種類					
振動関係	振動発生施設の種類の種類					
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類の種類					
公害防止管理者 (公害防止管理者 の代理者)	選任年月日	〇年 5月 20日				
	職名	技術管理係				
	氏名	青葉 一郎(大気関係第3種)				
	担任業務の範囲	ばい煙処理施設等管理維持・公害防止				
公害防止管理者 (公害防止管理者 の代理者)	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地					
	選任の事由	人事異動				
	(死亡・解任)年月日	〇年 3月 31日				
	職名	技術管理係				
公害防止管理者 (公害防止管理者 の代理者)	氏名	宮城 太郎				
	担任業務の範囲	ばい煙処理施設等管理維持・公害防止				
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地					
	解任の事由	人事異動				

備考1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については、公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
 3 ※印の欄は記載しないこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 5 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

記入例（3）公害防止主任管理者の選任・解任

様式第三（第九条関係）

公害防止主任管理者（~~公害防止主任管理者の代理者~~）選任，死亡・解任届出書

年 月 日

仙台市長

殿

不要な部分は消す

届出者

仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
△△株式会社

代表取締役 仙台 太郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項（~~第6条第2項において準用する第3条第3項~~）の規定に基づき，次のとおり届け出ます。

特 定 工 場 の 名 称	△△株式会社〇〇工場	※ 整 理 番 号	
特 定 工 場 の 所 在 地	仙台市青葉区〇〇町1-1	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
排 出 ガ ス 量	41, 000Nm ³ /h	※ 特 定 工 場 の 番 号	
排 出 水 量	10, 000m ³ /日	※ 備 考	
選 任 年 月 日	〇年 5月20日		
公害防止主任管理者 （公害防止主任管理者の代理者）	職 名 技術部長 氏 名 泉 太郎		解任より60日以内に選任
選 任 の 事 由	人事異動		
（ 死亡 ・解任）年月日	〇年 3月31日	※ 備 考	
公害防止主任管理者 （公害防止主任管理者の代理者）	職 名 技術部長 氏 名 若林 一郎		
解 任 の 事 由	人事異動		

- 備考
- ※印の欄は記入しないこと。
 - 用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。

記入例（４）合併等による特定事業者の地位の承継

様式第三の二（第十条の二関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

仙台市長 殿

届出者 仙台市△△区△△町△丁目△番△号
□□株式会社

代表取締役 伊達 一郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項, 第5条第3項, 第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継したので, 同法第6条の2第2項の規定により, 次のとおり届け出ます。

特 定 工 場 の 名 称	□□株式会社○○工場 <small>(旧:△△株式会社○○工場)</small>	※整理番号	
特 定 工 場 の 所 在 地	仙台市青葉区 ○○町1-1	※受理年月日	年 月 日
承 継 の 年 月 日	○年○月○日	※特定工場の番号	
被承継者	氏名又は職名	※備考	
	住 所		
承 継 の 原 因	合併のため		

- 備考
- 1 ※印の欄は記入しないこと。
 - 2 用紙の大きさは, 日本産業規格A4とすること。